

(表28)奨学金制度実績(受け入れ留学生)

(表28)

① 学内奨学金制度(受入れ留学生・正規) - 2015年度実績 -

名称	支給対象	分類(J~L)	基金の有無	給与/貸与	支給期間	採用人数(継続受給含む)	一人当たりの採用金額(年額)	総支給額	奨学金予算に占める割合(%)※4	申込資格
1 私費外国人留学生授業料減免	学部学生	J	×	給与	1年間	190	262,671	49,907,400	6.61	本学の正規課程に在籍する私費外国人留学生 ただし、2011年度以降入学者で、標準就業年限を超えて在学する者は対象外
2 私費外国人留学生授業料減免	大学院学生	J	×	給与	1年間	155	272,795	42,283,300	5.60	本学の正規課程に在籍する私費外国人留学生 ただし、2011年度以降入学者で、標準就業年限を超えて在学する者は対象外
3 立教大学外国人留学生奨学金	学部学生	K	×	給与	1年間	30	200,000	6,000,000	0.79	2015年4月現在、本学の正規課程に在籍する私費外国人留学生のうち、以下の条件を満たす者。 (1) 2015年度奨学金出願登録を行っていること。 (2) 経済状況について:2015年度中の仕送りが、平均月額90,000円以下であること。 (3) 奨学金出願登録制度に基づき大学推薦が必要な2015年度受給の他の奨学金に採用されていないこと。
4 立教大学外国人留学生奨学金	大学院学生	K	×	給与	1年間	55	200,000	11,000,000	1.46	2015年4月現在、大学院の正規課程に在籍する私費外国人留学生のうち、以下の条件を満たす者。 (1) 2015年度奨学金出願登録を行っていること (2) 成績評価係数が3.0以上であること(前期課程1年次在籍者は最終学歴の成績を換算)。 (3) 経済状況について (a) 仕送りが、平均月額90,000円以下であること。 (b) 他から受けている奨学金等の支給額が、本奨学金支給額未満であること。 (c) 在日している扶養者の年収が500万円未満であること。 ※ 扶養者が在日している場合は源泉徴収票あるいは納税証明書を提出すること。 (4) 奨学金授与式に参加できる者。 (5) 過去に当該奨学金を受けたことがない者
5 立教大学太刀川正三郎・あさ子記念外国人留学生奨学金	大学院学生	K	×	給与	1年間	3	960,000	2,880,000	0.38	2015年4月現在、大学院の正規課程に在籍する私費外国人留学生のうち、以下の条件を満たす者。 (1) 2015年度奨学金出願登録を行っていること (2) 成績評価係数が3.0以上であること(前期課程1年次在籍者は最終学歴の成績を換算)。 (3) 経済状況について (a) 仕送りが、平均月額90,000円以下であること。 (b) 他から受けている奨学金等の支給額が、本奨学金支給額未満であること。 (c) 在日している扶養者の年収が500万円未満であること。 ※ 扶養者が在日している場合は源泉徴収票あるいは納税証明書を提出すること。 (4) 奨学金授与式に参加できる者。 (5) 過去に当該奨学金を受けたことがない者
6 立教大学校友会外国人留学生奨学金	学部学生	K	×	給与	1年間	7	600,000	4,200,000	0.56	2015年4月現在、大学学部の正規課程に在籍する私費外国人留学生のうち、以下の条件を満たす者。 (1) 2015年度奨学金出願登録を行っていること。 (2) 学部2~4年次生にあつては、成績評価係数が3.0以上であること。 (3) 経済状況について (a) 仕送りが、平均月額90,000円以下であること。 (b) 他の奨学金を受給していない者(併給不可。ただし、立教大学「私費外国人留学生学業奨励奨学金」は除く) (c) 在日している扶養者の年収が500万円未満であること。 ※ 扶養者が在日している場合は源泉徴収票あるいは納税証明書を提出すること。 (4) 奨学金授与式に出席できる者。
7 立教大学私費外国人留学生育英奨学金	学部学生	K	×	給与	1年間	3	720,000	2,160,000	0.29	2015年4月現在、本学の正規課程に在籍する私費外国人留学生のうち、以下の条件を満たす者。 (1) 2015年度奨学金出願登録を行っていること (2) 学部生にあつては、学部3年次に在籍していること。 (3) 大学院前期課程にあつては、前期(修士)課程2年次に在籍していること。 (4) 後期課程にあつては、後期課程3年次に在籍していること。 (5) 他から受けている奨学金等の支給額が、本奨学金支給額未満であること。
8 立教大学私費外国人留学生育英奨学金	大学院学生	K	×	給与	1年間	2	960,000	1,920,000	0.25	2015年4月現在、本学の正規課程(正規修業年限内、大学院後期課程は年限不問)に在籍する私費外国人留学生のうち、以下の条件を満たす者。 (1) 在留資格『留学』を有し、2015年度奨学金出願登録を行っていること (2) 前年度の成績評価係数が3.0以上であること。 ただし、新入生および大学院後期課程で成績評価がない場合はこの限りではない。 (3) 他の奨学金を受給していないこと。(併給不可。ただし、立教大学「私費外国人留学生学業奨励奨学金」は除く)
9 立教大学セントポールズ奨学金	学部学生	K	×	給与	1年間	10	600,000	6,000,000	0.79	2015年4月現在、本学の正規課程(正規修業年限内、大学院後期課程は年限不問)に在籍する私費外国人留学生のうち、以下の条件を満たす者。 (1) 在留資格『留学』を有し、2015年度奨学金出願登録を行っていること (2) 前年度の成績評価係数が3.0以上であること。 ただし、新入生および大学院後期課程で成績評価がない場合はこの限りではない。 (3) 他の奨学金を受給していないこと。(併給不可。ただし、立教大学「私費外国人留学生学業奨励奨学金」は除く)
10 立教大学セントポールズ奨学金	大学院学生	K	×	給与	1年間	9	8,400,000	75,600,000	10.01	2015年4月現在、本学の正規課程(正規修業年限内、大学院後期課程は年限不問)に在籍する私費外国人留学生のうち、以下の条件を満たす者。 (1) 在留資格『留学』を有し、2015年度奨学金出願登録を行っていること (2) 前年度の成績評価係数が3.0以上であること。 ただし、新入生および大学院後期課程で成績評価がない場合はこの限りではない。 (3) 他の奨学金を受給していないこと。(併給不可。ただし、立教大学「私費外国人留学生学業奨励奨学金」は除く)
11 立教大学セントポールズ奨学金	大学院学生	K	×	給与	半年	2	4,200,000	8,400,000	1.11	2015年4月現在、本学の正規課程(正規修業年限内、大学院後期課程は年限不問)に在籍する私費外国人留学生のうち、以下の条件を満たす者。 (1) 在留資格『留学』を有し、2015年度奨学金出願登録を行っていること (2) 前年度の成績評価係数が3.0以上であること。 ただし、新入生および大学院後期課程で成績評価がない場合はこの限りではない。 (3) 他の奨学金を受給していないこと。(併給不可。ただし、立教大学「私費外国人留学生学業奨励奨学金」は除く)
12 立教大学尹東柱国際交流奨学金	学部学生	K	×	給与	1年間	6	600,000	3,600,000	0.48	2015年4月現在、本学正規課程の学部2年次以上(正規修業年限内)に在籍する韓国国籍の私費外国人留学生のうち、以下の条件を満たす者。 (1) 在留資格『留学』を有し、2015年度奨学金出願登録を行っていること。 (2) 前年度の成績評価係数が3.0以上であること。 (3) 他の奨学金を受給していないこと。(併給不可。ただし、立教大学「私費外国人留学生学業奨励奨学金」は除く) (4) 過去本奨学金を受給していないこと。(採用は在学中一度のみ)

(表28)奨学金制度実績(受け入れ留学生)

(表28)

13	立教大学外国人留学生緊急給与奨学金	学部学生	K	×	給与	1年間	2	200,000	400,000	0.05	2015年4月現在、本学の正規課程に在籍する私費外国人留学生のうち、以下の条件を満たす者。 (1)在留資格『留学』を有していること。 (2)主たる家計支持者または経費支弁者(国内外不問)の失職、破産、倒産、病气または死亡等により家計が急変した結果、学業継続が困難であると認められること。 ただし、家計急変の事由発生が申請時において12カ月以内であること。 (3)原則として、他の奨学金との併願は可能。 ※ なお、本奨学金は突然の家計急変等を事由対象とするものであり、為替変動については私費外国人留学生授業料減免制度を本学では厚く設定しているため本奨学金の対象事由としない。
14	立教大学外国人留学生緊急給与奨学金	大学院学生	K	×	給与	1年間	1	200,000	200,000	0.03	
15	立教大学「私費外国人留学生学業奨励奨学金」	学部学生	K	×	給与	1年間	13	279,277	3,630,600	0.48	2015年4月現在、本学の正規課程に在籍する私費外国人留学生のうち、以下の条件を満たす者。 (1)学部1年次:学業・研究活動に熱心に取り組む意思のある者 学部2年次以上:前年度までに下記の標準修得単位数を満たしている者 卒業要件単位数÷8×(在学学期数-1) 大学院生:指導教授の署名を取得できる者 (2)在学学期数が所属学部・研究科の定める標準修業年限を超えない者 (3)2015年度に授業料減免の申請を行い、審査の結果減免を受けることが出来なかった者 (4)原則として、他の奨学金との併願は可能。
16	立教大学「私費外国人留学生学業奨励奨学金」	大学院学生	K	×	給与	1年間	16	291,700	4,667,200	0.62	
17	立教大学「私費外国人留学生学業奨励奨学金」	学部学生	K	×	給与	半年	2	131,200	262,400	0.03	
18	立教大学「私費外国人留学生学業奨励奨学金」	大学院学生	K	×	給与	半年	4	124,525	498,100	0.07	
19	坂本政明奨学金	大学院学生	K	×	給与	1年間	2	250,000	500,000	0.07	2015年4月現在、 (1)コミュニティ福祉学研究科に在籍する私費留学生(前期:2名 後期:3名) (2)コミュニティ福祉学研究科専任教員の推薦を受けられる者 (3)奨学金採用後、所定の期日までに本奨学金の用途報告書を提出できる者

② 学内奨学金制度(受け入れ留学生・特別外国人学生)－2015年度実績－

名称	支給対象	分類(J~L)	基金の有無	給与/貸与	支給期間	採用人数(継続支給含む)	一人当たりの採用金額(年額)	総支給額	奨学金予算に占める割合(%)※4	申込資格
1 立教大学国際交流協定校奨学金	学部学生	K	×	給与	11ヶ月以内	49	1年:590,700 もしくは594,000 春学期のみ半期: 214,800 もしくは 216,000 秋学期のみ半期: 322,200 もしくは 324,000	17,745,600	2.35	①立教大学の国際交流協定校(大学間協定)から推薦された者で、本学の特別外国人学生として入学を希望する者。 ②立教大学国際交流寮に入居する者。途中で退寮する場合は、本奨学金の受給資格を棄権するものとする。 ③日本学生支援機構 留学生交流支援制度(短期受入れ)奨学金及び相当条件(月額80,000円以上)のその他奨学金を受給しない者。
2 立教大学国際交流協定校奨学金	大学院学生	K	×	給与	11ヶ月以内	16	1年:590,700 もしくは594,000 春学期のみ半期: 214,800 もしくは 216,000 秋学期のみ半期: 322,200 もしくは 324,000	6,620,100	0.88	
3 立教大学南開大学交流基金による奨学金	学部学生	K	○	給与	12ヶ月以内	0	144,000	0	0.00	①南開大学の推薦する候補者若干名の内から選考する。 ②候補者の資格は、南開大学に在籍する学部学生、大学院学生及び若手教員とする。若手教員については、年齢は原則として35歳以下とし、助手を含むことができる。
4 立教大学南開大学交流基金による奨学金	大学院学生	K	○	給与	12ヶ月以内	1	144,000	132,000	0.02	
5 立教大学国際交流奨励奨学金	学部学生	K	×	給与	11ヶ月以内	0	4,000,000	0	0.00	①立教大学の国際交流協定校から派遣される交換留学生で、4月または9月に本学の特別外国人学生として入学を希望する者。 ②留学期間が1学期間の交換留学生で、留学期間をさらに1学期間延長することを認められた者。原則として上記①の入学予定者を優先する。 ③本奨学金受給期間中、他の奨学金を受給しない者。
6 立教大学国際交流奨励奨学金	大学院学生	K	×	給与	11ヶ月以内	0	4,000,000	0	0.00	
7 立教大学社会学部50周年記念留学生学業奨励奨学金	学部学生	K	○	給与	1年間	0	200,000	0	0.00	
8 立教大学社会学部50周年記念留学生学業奨励奨学金	大学院学生	K	○	給与	1年間	0	200,000	0	0.00	社会学部・社会学研究科に在学中の外国人留学生で、学部間交流協定に基づき立教大学派遣されている者

(表28)奨学金制度実績(受け入れ留学生)

(表28)

③ 学内奨学金制度(受入れ留学生・正規/特別外国人学生)－2015年度実績－

名称	支給対象	分類 (J~L)	基金の有無	給与/貸与	支給期間	採用人数 (継続支給含む)	一人当たりの採用 金額(年額)	総支給額	奨学金予算に占 める割合(%)※4	申込資格
1 立教大学校友会レディスクラブ国際交流奨学金	学部学生	K	×	給与	1年間	1	300,000	300,000	0.04	2015年4月現在、 (1)立教大学女子外国人留学生で、採用後6か月以上立教大学に籍をおく予定の者。(科目等履修生を除く。) (2)次の奨学金を受給している者は、出願することができない。 2015年度「日本学生支援機構学習奨励費」・「立教大学私費外国人留学生育英奨学金」・「立教大学太刀川正三郎・あさ子記念外国人留学生奨学金」・ 「伊東柱国際交流奨学金」・「立教大学校友会外国人留学生奨学金」・「セント・ポールズ奨学金」・過去の本奨学金受給者 (3)2015年度に次の各号に該当する者は、その奨学金の支給期間が年度途中で満了し、かつその年度後期の在学を予定する場合を除き、出願する ことができない。 (a) 文部科学省国費外国人留学生 (b) 立教大学国際交流協定校奨学金(RUI)受給者 (c) 国際交流基金奨学生、フルプライト財団奨学生 (d) 月額8万円以上の奨学金を受給している者、その他本学が出願を認めない奨学生
2 立教大学東京セントポールライオンズクラブ奨学金	大学院学生	K	×	給与	1年間	2	300,000	600,000	0.08	2015年4月現在、 (1) 本学の学部または大学院に、正規学生または特別外国人学生として在学する外国人留学生 (2) 次の奨学金を受給している者は、出願することができない。 2015年度「日本学生支援機構学習奨励費」・「立教大学私費外国人留学生育英奨学金」 「立教大学太刀川正三郎・あさ子記念外国人留学生奨学金」・「伊東柱国際交流奨学金」 「立教大学校友会外国人留学生奨学金」・「セント・ポールズ奨学金」 ・過去の本奨学金受給者 (3) 2015年度に次の各号に該当する者は、その奨学金の支給期間が年度途中で満了し、かつその年度 後期の在学を予定する場合を除き、出願することができない。 (a) 文部科学省国費外国人留学生 (b) 立教大学国際交流協定校奨学金(RUI)受給者 (c) 国際交流基金奨学生、フルプライト財団奨学生 (d) 月額8万円以上の奨学金を受給している者、その他本学が出願を認めない奨学生
3 立教大学尾形・ハイム奨学金	学部学生	K	○	給与	1年間	1	100,000	100,000	0.01	(1) 本学に在学する米国人学生。ただし、日本国籍を有する者であっても米国において中等教育機関に3年以上在学して卒業後米国の大学に進学し本 学に留学する者は、出願することができる。 (2) 次の奨学金を受給している者は、出願することができない。 本年度「文部科学省外国人留学生学習奨励費」・「立教大学私費外国人留学生育英奨学金」・「立教大学太刀川正三郎・あさ子記念外国人留学生奨学 金」・「伊東柱国際交流奨学金」・「立教大学校友会外国人留学生奨学金」・「セント・ポールズ奨学金」・過去の本奨学金 受給者 (3) 2015年度に次の各号に該当する者は、その奨学金の支給期間が年度途中で満了する場合を除き、応募することはできない。※ (a) 文部科学省国費外国人留学生 (b) 立教大学国際交流協定校奨学金、海外留学支援制度(協定受入)奨学金受給者で、かつ学費免除の適用を受ける者 (c) 国際交流基金奨学生、フルプライト財団奨学生、その他本学が出願を認めない奨学生 (d) 月額8万円以上の奨学金を受給している者、その他本学が出願を認めない奨学生 ※ 9月入学の特別外国人学生で1年間在籍予定の者は、翌年8月までを「年度」とする。
4 立教大学尾形・ハイム奨学金	大学院学生	K	○	給与	1年間	0	100,000	0	0.00	(a) 文部科学省国費外国人留学生 (b) 立教大学国際交流協定校奨学金、海外留学支援制度(協定受入)奨学金受給者で、かつ学費免除の適用を受ける者 (c) 国際交流基金奨学生、フルプライト財団奨学生、その他本学が出願を認めない奨学生 (d) 月額8万円以上の奨学金を受給している者、その他本学が出願を認めない奨学生 ※ 9月入学の特別外国人学生で1年間在籍予定の者は、翌年8月までを「年度」とする。
5 ウィリアムズ主教記念基金	大学院学生	L	○	給与	最大18ヶ月	1	1,200,000	1,200,000	0.16	1. 大学を卒業した者。ただし、短期大学または専門学校を卒業した場合は、数年の実務経験がある場合は、応募することが可能である。 2. 以下のいずれかの要件を満たす者。 (a) 企業、またはその他の商業、農業、教育関係、政府関係の機関に雇用されていること。 (b) 大学院生 (c) 一般に認められている教育または研究機関で教職、研究、トレーニングに従事していること。 3. 居住教区の聖公会の司祭に推薦された聖公会信者であること。もしくは、他の宗派のキリスト教徒で、聖公会の司祭に推薦されたもの。 4. 2015年10月現在、34歳以下であること。 * 月々の奨学金に加え、渡航費、住居費、研究費などが支給される。月々の奨学金に関しては本学が負担し、その他の費用は日本聖公会管区事務 所が負担する。

(表28)奨学金制度実績(受け入れ留学生)

(表28)

④ 学外奨学金制度(受入れ留学生・正規) - 2015年度実績 -

名称	支給対象	分類(J~L)	基金の有無	給与/貸与	支給期間	採用人数(継続支給含む)	一人当たりの採用金額(年額)	総支給額	奨学金予算に占める割合(%)※4	申込資格
1 独立行政法人 日本学生支援機構「私費外国人留学生学習奨励費」	学部学生	K	×	給与	1年間	62	576,000	35,712,000		2015年4月現在、大学または大学院に正規生として在籍する私費外国人留学生(在留資格「留学」を有する、大学または大学院に在籍する外国人留学生で、国費外国人留学生及び外国政府の派遣する留学生以外の者。)のうち、以下の条件を満たす者。 (1) 学業成績について 大学院学生は、前年度の成績評価係数が2.3以上であること(1年次在籍者は最終学歴の成績を換算)。前年度の成績評価係数がある学部学生は、前年度の成績評価係数が2.3以上であること。 (2) 経済状況について(大学院学生及び学部学生共通) (a) 仕送りが、平均月額90,000円以下であること。 (b) 他から受けている奨学金等の受給月額の合計が、本奨学金受給額未満であること。 (c) 在日している扶養者の年収が500万円未満であること。 ※ 扶養者が在日している場合は源泉徴収票あるいは納税証明書を提出のこと。 (d) 同居している配偶者が国費外国人留学生ではないこと。 (e) 夫婦で同居する場合は、いずれか一方の者であること。 (3) 採用後、下記に当てはまる場合、支給はできません。 (a) 在留資格に変更(留学→他の在留資格)が生じたとき (b) 転学及び自主退学したとき (c) 提出書類等の記載事項に虚偽が発見されたとき (d) 停学又は除籍その他在籍大学から処分を受けたとき (e) 休学又は留学したとき
2 独立行政法人 日本学生支援機構「私費外国人留学生学習奨励費」	学部学生	K	×	給与	5カ月間	6	240,000	1,440,000		
3 独立行政法人 日本学生支援機構「私費外国人留学生学習奨励費」	学部学生	K	×	給与	6カ月間	3	288,000	864,000		
4 独立行政法人 日本学生支援機構「私費外国人留学生学習奨励費」	学部学生	K	×	給与	7カ月間	5	336,000	1,680,000		
5 独立行政法人 日本学生支援機構「私費外国人留学生学習奨励費」	大学院学生	K	×	給与	1年間	7	576,000	4,032,000		
6 独立行政法人 日本学生支援機構「私費外国人留学生学習奨励費」	大学院学生	K	×	給与	6カ月間	4	288,000	1,152,000		
7 財団法人 三井住友銀行国際協力財団奨学生	大学院学生	K	×	給与	最長2年間	1	1,800,000	1,800,000		2015年4月現在、 (1) 東南アジアの開発途上国の国籍を有する者(中国・韓国・台湾・香港・シンガポール・ブルネイを除く) (2) 大学院の修士課程または博士課程を修学している者 (3) 他の奨学金を受けないこと (4) 国際理解と親善に関心を持ち、貢献を期する者 (5) 日本人の身元保証人1名を立てることができる者
8 公益財団法人 ローターリー米山記念奨学会 ロータリー米山記念奨学生	学部学生	K	×	給与	最長2年間	2	1,200,000	2,400,000		① 2015年4月に日本の大学・大学院に在籍又は在籍予定の外国人留学生。文部科学省が所管する大学を対象とする。 ② 学年は、在籍課程への入学時から起算し留年・休学を含めた年数を学年とする。 ③ 国籍・地域・課程学年別応募資格 ・学部課程:2015年4月に学部課程3・4目に在籍する者には、応募資格がある。 ・大学院修士課程:2015年4月に修士課程1・2年目に在籍する者には、応募資格がある。 ・大学院博士課程:2015年4月に博士課程2・3年目に在籍する者には、応募資格がある。 ④ 「博士」の学位を取得している者には応募資格がない。ただし、既に取得している博士の学位(名称)と異なる研究をする場合には、応募資格がある。 ⑤ 45歳未満の者 ⑥ 他の機関からの奨学金およびこれと同種の個人に与えられる補助金などと同時に受けることはできない。 ⑦ 過去に米山奨学金を支給された者には、応募資格はない。 ⑧ 学業優秀の他、異文化理解、コミュニケーション能力に対する姿勢や関心を持ち、心身ともに留学生活に耐えうる健全な者。
9 公益財団法人 ローターリー米山記念奨学会 ロータリー米山記念奨学生	大学院学生	K	×	給与	最長2年間	4	1,680,000	6,720,000		
10 公益財団法人 長谷川留学生奨学財団奨学生	大学院学生	K	×	給与	2年間	0	0	0		(1) 支給開始年度4月現在、学部3年生及び大学院学生 (応募時、学部2年生、または4年生で大学院進学決定者、大学院学生が応募できます) (2) 東京都内に住所を有し、都内の大学に在籍するアジア各国からの留学生
11 財団法人 東燃国際奨学財団奨学生	大学院学生	K	×	給与	1年間	1	1,680,000	1,680,000		2015年4月現在、35歳以下で次のいずれかに在学する予定の私費外国人留学生 ① 大学院博士課程前期課程(修士課程)1年次(現在学部4年で大学院進学が決定している者) 大学院博士課程後期課程 学年を問わない、ただし学年が若い者を優先する ② 他の財団からの奨学金を受けていない者
12 日本国際教育支援協会奨学金 私費外国人留学生 日本語能力試験1級成績優秀者奨学金	学部学生	K	×	給与	1年間	1	600,000	600,000		① 平成26年7月または12月に日本国内で実施した日本語能力試験N1級を受験し、170点以上の成績を修めた者。 (ただし、中国・韓国・台湾以外の国・地域を母国とする者は135点以上) ② 平成27年4月現在、大学または大学院の正規課程で、日本語、日本文学、日本文化等日本語指導者養成に密接な分野を専攻する私費外国人留学生。 ③ 他から受けている奨学金等受給月額が60,000円以下である者
13 日本国際教育支援協会奨学金 JEES一般奨学金	大学院学生	K	×	給与	最長2年間	1	360,000	360,000		① 平成27年4月現在において正規生として、学部2年次以上または大学院に在籍する、私費外国人留学生 ② 学業成績優秀者(前年度の成績評価係数2.60以上) ③ 他から受けている奨学金等(一時金は除く)の受給月額が60,000円以下である者 ④ ボランティア活動や国際交流活動等の実績、またはこれら活動への意欲がある者
14 交流協会奨学金	大学院学生	K	×	給与	最短修業年限まで	1	1,776,000	1,776,000		台湾の学生が交流協会へ直接申請。本学へは、採用後、通知。
15 豊田通商留学生奨学金	学部学生	K	×	給与	2年間	1	1,200,000	1,200,000		① 2015年4月現在、学部3年次生で26歳未満の者。 ② 経済・法律等の社会科学、人文科学及び理学を専攻する者。 ③ 他の奨学金の支給を受けない者。

(表28)奨学金制度実績(受け入れ留学生)

(表28)

16	財団法人 安田奨学財団	学部学生	K	×	給与	最長2年間	0	0	0	(1) 2015年度4月1日現在、法学部・経済学部・経営学部の3年次に在籍する私費外国人留学生。※ 在留資格が「定住者」の方は応募できない。 (2) 他の奨学金との併給不可。
17	公益財団法人 守屋留学生交流協会 外国人留学生奨学金	大学院学生	K	×	給与	2年間	2	840,000	1,680,000	① アジア諸国からの留学生で、支給開始年4月現在、文学研究科(史学、地理学、教育学)及び、観光学研究科に在籍する大学院修士課程1年あるいは博士課程の学生。 ② 原則として 支給開始年度4月1日現在で年齢が満35歳未満である者。 ③ 原則として政府等他の奨学団体から奨学金を受けていない者 ④ 財団が催す諸行事に原則として出席できる者。
18	財団法人 高澤三次郎国際奨学財団奨学生	大学院学生	K	×	給与	1年間	1	960,000	960,000	(1) 平成27年4月から下記の大学院博士課程前期(修士)課程に在籍するアジア諸国の留学生で、年齢が35歳未満の者 文学研究科、経済学研究科、理学研究科、社会学研究科、法学研究科、観光学研究科、コミュニティ福祉学研究科、ビジネスデザイン研究科 (2) 他の奨学金を受けていない者
19	生命保険協会留学生奨学金	学部学生	K	×	給与	2年間	2	1,200,000	2,400,000	(1)中国、台湾、韓国、ベトナム、マレーシアの国籍を有する私費外国人留学生 (2)2015年4月現在、学部3年生 (3)学業・人物ともに優秀であり、かつ健康である者 (4)留学の目的及び計画が明確で、修学効果が期待できる者 (5)日本語による意思伝達ができる者 (6)金融業界、特に生命保険に関心のある者 (7)経済的援助を真に必要とする者 (8)奨学金受給期間中、日本国以外に留学する予定がなく、他の奨学金の給付を受けない者
20	三菱商事留学生奨学金	学部学生	K	×	給与	最短修業年限まで	2	1,200,000	2,400,000	(1)支給開始年4月現在で、学部(3~4年次)または大学院博士課程前期課程(1~2年次)、後期課程(1年次~3年次)の正規課程に在籍する私費外国人留学生 ※ただし、財団の意向により、国籍が偏らないよう考慮します。 (2)経済的な援助を必要としている者(アルバイト等により自活手段に収入を頼る割合の高い者) (3)2015年4月以降、他の奨学金を受ける予定のない者 (4)最短でも1年間受給する資格を有し、原則として受給期間中に6ヶ月以上海外に渡航する予定のない者 (5)年1、2回の交流会への参加や年度末に学習・研究報告の提出等が可能な者 (6)国際交流を通しての社会貢献活動に強く関心を持ち、現在・将来を通じて国際社会の発展に貢献する意欲の高い者
21	公益財団法人 かめのり財団 かめのり大学院留学アジア奨学生	大学院学生	K	×	給与	最短修業年限まで	1	2,400,000	2,400,000	(1)日本に滞在し、大学院での研究をめざす留学生。(原則、応募時と進学先の大学は同じ大学とする) (2)中国、香港、台湾、韓国、インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナムからの正規学生 (3)対象とする研究分野:人文科学系および社会科学系 (4)日本語でコミュニケーションがとれ、異文化理解および多様な人々と交流することに対して関心や意欲を持ち、心身ともに留学生活に耐えうる健全な者 (5)支給開始年4月以降、他の団体から奨学金または学習奨励費等の受給が決定していない者 (6)採用後は奨学生としての義務・報告事項を守る者
22	ロッテ財団奨学生	学部学生	K	×	給与	2年間	1	2,160,000	2,160,000	(1)日本以外の国籍を有し、主としてアジア諸国から来日している私費留学生 (2)大学の学部又は大学院の正規課程に在学する者 (3)支給開始年4月現在、35歳以下の者 (4)修学のために経済的援助を必要とする者で、2015年度に他の奨学金及び多額の収入を得る予定のない者 (5)配偶者がいる場合、その年収が500万円未満であること (6)学業、人物ともに優秀である者 (7)日本語による意思伝達が可能である者(日本語検定1級取得程度) (8)国際理解と国際間の有効親善に寄与できる者 (9)ロッテ財団の奨学生交流会(年4回程度を予定、内1回は1泊2日研修旅行)に出席できる者 (10)本人の状況確認の為、年数回の当財団事務局との面談に応じることのできる者 (11)指導教員の強い推薦が得られる者
23	平和中島財団 外国人留学生奨学生	大学院学生	K	×	給与	1年間	1	1,200,000	1,200,000	(1)応募時に日本の大学に在籍する学生で、2015年度に正規課程に在籍予定の者 以下の者は対象としない (1)最短修業年限を越える者 (2)過去に本財団奨学金を受給した者 (3)月額3万円を超える他の奨学金・助成金を受給する者
24	みずほ国際交流奨学財団 奨学生	学部学生	K	×	給与	2年間	1	1,440,000	1,440,000	(1)人文・社会科学系の分野を専攻している者 (2)本奨学生となった場合、他の奨学金との併給は認めない (3)在留資格が「留学」で、支給開始年度から2年間本学に在籍することが決定している者 (4)採用後、財団の催しに参加できる者

(表28)奨学金制度実績(受け入れ留学生)

(表28)

25	公益財団法人 ヒロセ国際奨学財団 奨学生	大学院学生	K	×	給与	1年間		1	1,800,000	1,800,000	(1)日本以外の国籍を有し、主としてアジア諸国から来日している私費留学生 (2)学部又は大学院の正規課程に在学し、2015年4月1日現在で35歳以下の者 (3)学部学生、大学院学生(前期課程)ともに最小限の修業年限内の者(留年なし)とするが、博士後期課程在籍者は標準修業年限を超えていたも申請可とする (4)修学のために経済的援助を必要とする者で、他の奨学金を受けていない者。(ただし、5万円以下の奨学金受給は可) (5)学業、人物ともに優秀であり、健康である者 (6)日本語による意思伝達が可能である者 (7)国際理解と国際間の友好親善に寄与できる者 (8)奨学生交流会(年4回を予定。うち1回は、宿泊を伴う研修旅行)に出席
26	Bridge Asia Foundation 奨学生	学部学生	K	×	給与	1年間		2	600,000	1,200,000	(1)中国・韓国・台湾の国籍を有する学部学生の者 (2)留学ビザを保持する未婚、単身者(親兄弟・親戚など同居していない) (3)奨学金受給期間は、継続して日本国内に滞在し、期間中日本国内を離れる場合は出国1週間前までに事務局に通知・報告ができる者 (4)国際理解と親善に関心を持ち、当団体の交流活動に積極的に参加する意思のある者
27	安藤記念奨学財団	大学院学生	K	×	給与	最長2年間		1	360,000	360,000	(1)2015年4月現在で、大学院に在籍する私費外国人留学生 (2)学業優秀、品行方正であること (3)学長の推薦があること
28	KDDI財団外国人留学助成	大学院学生	K	×	給与	1年間		1	1,200,000	1,200,000	(1)申込時および助成期間中を通して、修士課程または博士課程に正規学生として在籍する外国人留学生。博士課程3年在籍のものは学位取得を条件とする。 (2)在留資格「留学」を有し、2015年4月1日現在35歳以下である者。 (3)日本以外の国籍を有する者。(日本と他国の重国籍を有する者は応募不可。) (4)研究内容:法律、政治、経済、社会、文化、技術の各分野において、情報通信またはこれに関連する事項をテーマとした研究に取り組んでいる者
29	川嶋章司記念スカラーシップ基金	大学院学生	K	×	給与	2年間		1	1,200,000	1,200,000	(1)大学及び大学院の正規課程に在籍する外国人留学生で、学業人物ともに優れ、かつ留学生生活を続けていくために経済的な援助を必要とする者。 専攻分野は、人文・社会・自然諸科学。 * 学部学生:2015年4月に学部3、4年次在籍する者(見込み) * 大学院学生:2015年4月に修士課程または博士課程に在籍する者(見込み) (2)月額5万円以下の他の奨学金との併給は可能。
30	共立国際奨学財団	大学院学生	K	×	給与	2年間		1	1,200,000	1,200,000	(1)在留資格「留学」を有する、アジア諸国から来日している私費留学生 (2)2015年度から2年間本学に在籍することが決定している者(※) ・現在、学部の1、2年次または大学院博士後期課程の1年次に在籍する者 ・現在、学部の4年次以上に在籍し、卒業後に2015年4月から本学の大学院博士前期課程に入学することが決定している者(大学院の合格通知書の写しを提出すること) ※学部学生で在籍残期間1年間(現在、学部3年次に在籍する者)でも応募可能ですが、2年間の者を優先して推薦します。 (3)経済的に奨学金を必要とする状況にあり、人物、学問ともに優秀、志操堅実かつ健康である者 (4)①月額10万円に採用された場合、財団主催の研修会(日本国内2泊3日等)に必ず参加できる者(年1回)。併給不可。 ②月額6万円に採用された場合、財団が指定した期日迄に年2回現況報告書(1回800字以内)を必ず提出できる者。月額5万円以下の奨学金であれば併給可能。 (5)2015年4月1日(水)の奨学金授与式に参加できる者。
31	インナートリップ国際交流協会奨学生	大学院学生	K	×	給与	最長22ヶ月間		1	600,000	600,000	(1)国籍が東南アジア、中南米諸国であること(台湾を含み、韓国、中国を含まない) (2)平成27年4月1日現在、学部3年次以上、または修士課程1年次以上 (3)原則として、平成27年4月1日現在で学部生は30歳以下、大学院生は35歳以下である者 (4)月額7万以上の他の奨学金を受けていない者 (5)首都圏在住であること
32	似鳥国際奨学財団	大学院学生	K	×	給与	1年間		1	1,320,000	1,320,000	(1)日本以外の国籍を有する私費留学生。 (2)2015年4月に学部3・4年次生、及び大学院修士課程(前期課程)1・2年次生で正規終了年限をオーバーしていない者。 (3)2015年4月1日現在、学部生に在学する者は26歳以下、大学院に在学する者は28歳以下の者。 (4)他の奨学金を受けていない者。 (5)日本語による意思伝達が十分に可能で、国際理解と国際間の友好親善に寄与できる者。 (6)財団主催の交流会に必ず出席できる者。

(表28)奨学金制度実績(受け入れ留学生)

(表28)

⑤ 学外奨学金制度(受入れ留学生・特別外国人学生)－2015年度実績－

名称	支給対象	分類(J~L)	基金の有無	給与/貸与	支給期間	採用人数(継続支給含む)	一人当たりの採用金額(年額)	総支給額	奨学金予算に占める割合(%)※4	申込資格
1 日本学生支援機構「平成26年度留学生交流支援制度(短期受入れ)」奨学金	学部学生	K	×	給与	12カ月以内	26	960,000 *ただし留学期間、支給期間により異なる	9,360,000		① 本学協定校から推薦を受けて、本学に入学を許可された特別外国人学生。 ② 日本と正式な外交関係を有している国の国民であること(なお、台湾、パレスチナの学生も対象とする)。 ③ 日本国籍を有していないこと。 ④ 他の団体等から月額80,000円以上の奨学金を受給していないこと。 ⑤ 在籍大学等における選考時の前年度の成績評価係数が2.30以上であること。 ⑥ 留学の目的及び計画が明確で、日本への留学による効果が期待できること。 ⑦ 経済的理由により、自費のみでの留学が困難な者。 ⑧ 日本での留学期間終了後、在籍大学に戻り学業を継続する者または、在籍大学の学位を取得する者。 ⑨ 日本への留学にあたり、「留学」の在留資格を確実に取得し得ること。
2 日本学生支援機構「平成26年度留学生交流支援制度(短期受入れ)」奨学金	大学院学生	K	×	給与	12カ月以内	8	960,000 *ただし留学期間、支給期間により異なる	3,040,000		① 本学協定校から推薦を受けて、本学に入学を許可された特別外国人学生。 ② 日本と正式な外交関係を有している国の国民であること(なお、台湾、パレスチナの学生も対象とする)。 ③ 日本国籍を有していないこと。 ④ 他の団体等から月額80,000円以上の奨学金を受給していないこと。 ⑤ 在籍大学等における選考時の前年度の成績評価係数が2.30以上であること。 ⑥ 留学の目的及び計画が明確で、日本への留学による効果が期待できること。 ⑦ 経済的理由により、自費のみでの留学が困難な者。 ⑧ 日本での留学期間終了後、在籍大学に戻り学業を継続する者または、在籍大学の学位を取得する者。 ⑨ 日本への留学にあたり、「留学」の在留資格を確実に取得し得ること。
3 日本学生支援機構「平成27年度留学生交流支援制度(協定受入)」奨学金	学部学生	K	×	給与	12カ月以内	13	960,000 *ただし留学期間、支給期間により異なる	4,880,000		① 本学協定校から推薦を受けて、本学に入学を許可された特別外国人学生。 ② 日本と正式な外交関係を有している国の国民であること(なお、台湾、パレスチナの学生も対象とする)。 ③ 日本国籍を有していないこと。 ④ 他の団体等から月額80,000円以上の奨学金を受給していないこと。 ⑤ 在籍大学等における選考時の前年度の成績評価係数が2.30以上であること。 ⑥ 留学の目的及び計画が明確で、日本への留学による効果が期待できること。 ⑦ 経済的理由により、自費のみでの留学が困難な者。 ⑧ 日本での留学期間終了後、在籍大学に戻り学業を継続する者または、在籍大学の学位を取得する者。 ⑨ 日本への留学にあたり、「留学」の在留資格を確実に取得し得ること。
4 日本学生支援機構「平成27年度留学生交流支援制度(協定受入)」奨学金	大学院学生	K	×	給与	12カ月以内	0	960,000 *ただし留学期間、支給期間により異なる	0		① 本学協定校から推薦を受けて、本学に入学を許可された特別外国人学生。 ② 日本と正式な外交関係を有している国の国民であること(なお、台湾、パレスチナの学生も対象とする)。 ③ 日本国籍を有していないこと。 ④ 他の団体等から月額80,000円以上の奨学金を受給していないこと。 ⑤ 在籍大学等における選考時の前年度の成績評価係数が2.30以上であること。 ⑥ 留学の目的及び計画が明確で、日本への留学による効果が期待できること。 ⑦ 経済的理由により、自費のみでの留学が困難な者。 ⑧ 日本での留学期間終了後、在籍大学に戻り学業を継続する者または、在籍大学の学位を取得する者。 ⑨ 日本への留学にあたり、「留学」の在留資格を確実に取得し得ること。
5 佐藤陽国際奨学財団 短期留学生奨学金	学部学生	K	×	給与	8ヶ月以上 12ヶ月以内	1	1,050,000	750,000		① 学生交換協定等に基づき受入を許可された学生で、所定のASEAN諸国及び南西アジア諸国いずれかの国籍を有する者。財団と取り交わした協定書に記載の対象者 ② 在籍大学における学業成績がGPA3.0以上の者。 ③ 奨学生として合格後、異文化交流を目的とする財団の交流会に必ず出席できる者(なお、交流会は主に東京で2ヶ月に1回開催(交通費支給)) ④ 留学の目的及び計画が明確で、日本への留学の効果が期待できる者。 ⑤ 他の団体から奨学金及び学習奨励金等を受けない者。 ⑥ 2015年秋から満6ヶ月以上留学を行う者。 ⑦ 「博士」の学位を取得していない者。 *月額10万円、交換留学準備の為の一時金5万円、往復航空券、到着空港から宿舎までの最寄り駅までの交通費(往路のみ)が支給される。奨学金の支給は、「日本に入国した日」から「実際の授業終了日」を基準とし、財団の基準に基づいた週割りで奨学金を支給する。

(表28)奨学金制度実績(受け入れ留学生)

(表28)

⑥ 学外奨学金制度(受入留学生・国費)ー2015年度実績ー

名称	支給対象	分類(J~L)	基金の有無	給与/貸与	支給期間	採用人数(継続支給含む)	一人当たりの採用金額(年額)	総支給額	奨学金予算に占める割合(%)※1	申込資格
1 国内採用による文部科学省国費	大学院学生(正規)	J	×	給与	在籍課程の標準修業年限内	1	1,776,000 (月額:148,000)	1,776,000		本学に在学する私費外国人留学生(大学院生)を、本学からの推薦により国費外国人留学生に採用する制度。
2 国内採用による文部科学省国費	大学院学生(正規)	J	×	給与	在籍課程の標準修業年限内	3	1,764,000 (月額:147,000)	5,292,000		
3 大学推薦による文部科学省国費	大学院学生(特別外国人学生)	J	×	給与	1年~2年※2	3	1,752,000 (月額:146,000)	3,504,000 ※3		主として大学間交流協定に基づき、協定校に在籍する大学院レベルの外国人留学生を国費外国人留学生に採用する制度。大学院レベルの外国人留学生として、新たに海外から留学する者を文部科学省に日本の受入れ大学から文部科学省に推薦する。通常、大学推薦による国費留学生は、特別外国人留学生(国費)として受け入れ、その後、延長申請が認められかつ正規課程への入学が認められた場合、正規課程へ進学する。
4 大学推薦による文部科学省国費	大学院学生(正規)	J	×	給与	在籍課程の標準修業年限内	3	1,764,000 (月額:147,000)	5,292,000		
5 大学推薦による文部科学省国費	大学院学生(正規)	J	×	給与	在籍課程の標準修業年限内	1	1,776,000 (月額:148,000)	1,776,000		
6 大使館推薦による文部科学省国費	大学院学生(正規)	J	×	給与	在籍課程の標準修業年限内	1	1,776,000 (月額:148,000)	1,776,000		海外にある日本国大使館(国によっては総領事館)(以下「在外公館」という)が募集する制度。選考は応募者が国籍を有する国の日本国大使館等で行う。
7 大使館推薦による文部科学省国費	大学院学生(正規)	J	×	給与	在籍課程の標準修業年限内	6	1,764,000 (月額:147,000)	10,584,000		
8 大使館推薦による文部科学省国費	大学院学生(特別外国人学生)	J	×	給与	1年~2年※2	2	1,752,000 (月額:146,000)	3,504,000		
9 スーパーグローバル大学創成支援事業による国費外国人留学生	学部学生(正規)	J	×	給与	1年	1	1,440,000 (月額:120,000)	1,440,000		本学に在学する私費外国人留学生(大学院生)を、本学からの推薦により国費外国人留学生に採用する制度。
10 スーパーグローバル大学創成支援事業による国費外国人留学生	大学院学生(正規)	J	×	給与	1年	1	1,764,000 (月額:147,000)	1,764,000		

J: 私費外国人留学生授業料減免(授業料減免学校法人援助)及び文部科学省国費、K: 受入れ留学生を対象とする奨学金(Jの受入れ留学生授業料減免以外のもの)、L: 上記の各項目に該当しない奨学金

※1 文部科学省による国費外国人留学生の受給額は、学部生¥117,000、特別外国人学生(大学院)¥143,000、前期課程 ¥144,000、後期課程¥145,000に、池袋キャンパス在籍の場合¥3,000、新座キャンパス在籍の場合¥2,000が加算される。

そのため、受給額は各学生により異なる。また、授業料については、大使館推薦、国内採用による文部科学省国費外国人留学生は文部科学省負担、スーパーグローバル大学創成支援事業による文部科学省国費外国人留学生は大学負担、大学推薦による文部科学省国費外国人留学生は協定校免除となる。

※2 渡日後、研究生(特別外国人学生)として在籍する場合、4月に渡日する場合は2年間、10月に渡日する場合は1年6ヶ月間の支給期間となる。いずれの場合にも、日本語予備教育が必要な場合は6ヶ月間の他校での日本語予備教育期間も含むため、本校在籍中の支給期間は1年、1年6カ月、2年のいずれかになる。ただし、大学推薦による文部科学省国費の特別外国人学生は、必ず10月に来日するため支給期間は1年6ヶ月となる。

※3 総支給額の内訳: 12カ月受給 1名、6カ月受給 2名

※4 奨学金予算に占める割合: 予算総額は国際センター管轄の受入れ留学生奨学金分も含む。 2015年度予算総額 755,584,000